

国立大学法人法（抜粋）

（役員職務及び権限）

第11条 学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定する職務を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。

2～5 （略）

（役員任命）

第12条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 前項の申出は、第1号に掲げる委員及び第2号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。

(1) 第20条第2項第3号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営協議会において選出された者

(2) 第21条第2項第3号又は第4号に掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究評議会において選出された者

3 前項各号に掲げる者のほか、学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を学長選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、学長選考会議の委員の総数の3分の1を超えてはならない。

4 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 議長は、学長選考会議を主宰する。

6 この条に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

7 第2項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。

8 （略）

（役員任期）

第15条 学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。

2～4 （略）

（役員解任）

第17条 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

- 3 前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該国立大学法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとするときは、その役員を解任することができる。
- 4 前2項の規定により文部科学大臣が行う学長の解任は、当該国立大学法人の学長選考会議の申出により行うものとする。
- 5 （略）

（経営協議会）

第20条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

- 2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

(1)・(2) （略）

(3) 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、次条第1項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの

- 3～6 （略）

（教育研究評議会）

第21条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

- 2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

(1)・(2) （略）

(3) 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者

(4) その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員

- 3～5 （略）